

開発行為の規模は、「実施主体」、「実施時期」又は「実施箇所」の違いにかかわらず**一体性を有するものの規模**をいいます。

- ・ 許可制の対象となる森林における土地の形質変更をする行為で、**一体性を有する規模が1 ha※を超える場合**、林地開発許可が必要です。

以下に掲げる場合、1 ha※を超えると判断します。

① 共同で開発をする場合（「実施主体」の一体性）

- ・ 森林所有者などが共同で開発を行う場合、それぞれの人物の開発面積が1 ha以下でも、全体の開発面積が1 ha※を超える場合。

② 少しずつ開発をする場合（「実施時期」の一体性）

- ・ 数年にわたり開発を行う場合、各年の開発面積が1 ha以下でも、全体の開発面積が1 ha※を超える場合。

③ 集水区域が同じ開発をする場合（「実施箇所」の一体性）

- ・ 実施箇所が異なっても地形や水の流れからみて集水区域を同じくする開発で、全体の開発面積が1 ha※を超える場合。

※太陽光発電施設の設置が目的の場合、0.5haを超える場合

